FPのための会計・税務ZOOM UP!

Vol.8

金融・証券税制の2011年度改正点

本稿では、2011年度税制改正のうち、金融・証券税制に関するものを改めて概説する（税制改正全体の概説は、本誌7月号を参照）。

1．上場株式等の10％税率の延長

2011年12月31日に適用期限が到来することとなっていた上場株式等（公募株式投資信託を含む）の配当（分配金）・譲渡所得等に対する10％税率（所得税7％、個人住民税3％）については、その適用期限が2年延長された。2014年1月1日から20％（所得税15％、個人住民税5％）となる。

2．特定口座に受け入れることができる上場株式等の追加

特定口座の利便性向上に向けた所要の措置として、改正税法では、特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に以下のものを追加した。

・相互会社の株式会社化に伴い取得した上場株式（特別口座で管理されているものに限る）

・株式無償割当により取得した上場株式（基準となる上場株式を一般口座に預け入れている場合）

・新株予約権無償割当により取得した上場新株予約権

・特定口座内保管上場株式等である新株予約権の行使により取得する上場株式

・税制非適格ストックオプションの権利行使により取得した上場株式

・相続、贈与または遺贈により、被相続人等の他の金融商品取引業者に開設されていた特定口座以外の口座（持株会等口座を含む）から取得した上場株式等。

3．日本版ISAの導入2年延期

少額上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税措置（いわゆる日本版ISA）について、改正税法では、導入時期を2年延期し2014年1月1日から導入されることになった。上場株式等の10％税率の適用期限を2年延長したことに伴うものである。

さらに、改正税法では、日本版ISAに受け入れることができる上場株式等の範囲に、次のものが追加された。

①非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が行う募集により取得した上場株式等

②非課税口座内上場株式等について無償で割り当てられた上場新株予約権で、その割当ての際に非課税口座に受け入れられるもの

③2以上の非課税口座で管理している同一銘柄の非課税口座内上場株式等について行われた株式分割等により取得した上場株式等

4．大口株主の配当課税強化

上場株式等の配当であっても、個人の大口株主の場合は、20％の源泉徴収（所得税のみ）のうえ、総合課税になる。

改正税法では、この「大口株主」の定義について発行済株式数等5％以上保有から3％以上保有に引き下げられ、対象となる株主の範囲が拡大された。

この改正は、2011年10月1日以後に支払を受けるべき配当等について適用される。3月決算で9月の中間配当を実施している会社の場合は、2011年9月の中間配当から適用されることになる。

図表　エンジェル税制に適用される特例

取得時の特例（右記いずれかを選択適用）	投資額の譲渡所得等からの控除 ⇒投資額をその年の株式譲渡益から控除
	投資額の総所得金額等からの控除 ⇒（投資額－5,000円）をその年の総所得金額から（寄附金）控除 ※控除対象となる投資額の上限は、総所得金額×40％と1,000万円のいずれか低い方
譲渡時の特例	価値喪失に係るみなし譲渡 ⇒価値喪失株式の損失価額を譲渡による損失とみなして株式譲渡益から控除
	譲渡損失等の繰越控除 ⇒譲渡した年に株式譲渡益から控除できなかった損失は3年間繰越控除可

（出所）大和総研資本市場調査部制度調査課作成

5．店頭デリバティブ取引等の申告分離課税化

現行制度では、市場デリバティブ取引等は申告分離課税の対象である一方、店頭デリバティブ取引等（店頭カバードワラントも含む）は総合課税とされていた。

すなわち、店頭デリバティブ取引と市場デリバティブ取引は、経済的性質が同一の金融商品取引であるものの、異なる課税方法がとられている。

改正税法では、店頭デリバティブ取引等の所得について、市場デリバティブ取引等の所得と同様に、20％申告分離課税の対象となった。そのうえで、両者の損益通算、損失額の3年間の繰越控除ができることになった。この改正は、2012年1月1日以後に行われる先物取引に係る差金等決済について適用される。

6．金地金等の譲渡対価に係る支払調書

居住者等に対して、金地金または白金（金貨、白金貨を含む。以下、金地金等）の譲渡対価の支払をする者（金地金等の売買を業として行う者に限る）は、その支払金額等を記載した支払調書を、その支払の確定日の翌月末日までに、その支払をする者の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととなった。

ただし、その金地金等の譲渡対価の支払金額が200万円以下である場合には、支払調書は提出されない。

この改正は、2012年1月1日以後に行われる金地金等の譲渡について適用される。

7．特定寄附信託の利子所得の非課税の創設

改正税法では、個人による非営利団体への寄附を目的とする日本版「ブランド・ギビング」信託と呼ばれる特定寄附信託が創設された。具体的には、特定寄附信託契約に基づき設定された信託の信託財産につき生ずる公社債等の利子等（その公社債等がその信託財産に引き続き属していた期間に対応する部分の額に限る）については、所得税・個人住民税が課されないこととなった。

なお、特定寄附信託契約に基づき公益社団法人等に対して寄附した金額のうち、上記により非課税となった利子等に相当する金額に係る部分は、寄附金控除、認定NPO法人の寄附金特別控除および公益社団法人等寄附金特別控除の対象とはならない。

この改正は、2011年6月30日以後に締結する特定寄附信託契約に基づき設定された信託の信託財産につき生ずる利子等につき適用される。

8．総合特別区域法の制定に伴うエンジェル税制の対象株式の追加

総合特別区域法の制定に伴い、特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例（エンジェル税制）の適用対象となる株式の範囲に、同法に規定する指定会社で2014年3月31日までに同法の規定による指定を受けたものにより発行される株式で当該指定日から3年を経過する日までの間に発行されるものが追加された。

これにより、**図表**の各特例が適用されることになる。

この改正は、2011年8月1日以後に払込みにより取得をする特定新規株式について適用される。FA

鳥毛拓馬
大和総研
研究員　AFP
金融・証券税制、金融商品会計を中心に税制、会計制度の調査に従事。著書として、『税金読本』『法人投資家のための証券投資の会計・税務』（いずれも共著、大和証券刊）など。